

○松本市青少年ホーム条例施行規則

平成29年3月31日

市長規則第7号

（目的）

第1条 この規則は、松本市青少年ホーム条例（昭和47年条例第35号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業）

第2条 松本市青少年ホーム（以下「ホーム」という。）は、条例第1条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各種講座の開催に関する事。
- (2) 職業、生活、健康の相談及び指導に関する事。
- (3) グループ活動の育成指導に関する事。
- (4) レクリエーション、体育活動の援助、指導に関する事。
- (5) 青少年の自立及び社会参画に関する事。
- (6) その他福祉増進に関する事。

（登録申請手続）

第3条 条例第5条の規定によりホームに登録しようとするもの（以下「申請者」という。）は、松本市青少年ホーム登録申請書（様式第1号）を市長に提出し松本市青少年ホーム登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、申請者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、書面に代えて、松本市青少年ホーム登録申請書に掲げる情報を電磁的記録により市長に提出することができる。

2 前項の登録証の有効期間は、交付の日から当該年度の3月31日までとする。

3 登録証を紛失し、又は損傷したときは、様式第1号により登録証の再交付を受けなければならない。

（利用の許可申請手続）

第4条 条例第6条の規定により、施設等を利用しようとする者は、松本市青少年ホーム利用許可申請書（様式第3号）を市長に提出し許可を受けなければならない。

2 市長は前項の申請を許可したときは、松本市青少年ホーム利用許可証（様式第4号）を交付する。

（利用の取消手続）

第5条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用を取り消す場合は速やかに市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、器具等の使用については、係員の指示を受けること。
- (2) 火災、盗難その他災害の防止に万全を期すこと。
- (3) 危険物及び危険のおそれのあるものは持ち込まないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(運営委員会の組織)

第7条 条例第12条により規定する松本市青少年ホーム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) ホームの利用者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 有識者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、廃止前の松本市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和48年規則第18号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 松本市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例（平成29年条例第20号）附則第3項の規定により運営委員会の委員として委嘱されたものとみなされた委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、旧規則第8条の規定による委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和3年3月26日市長規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の松本市青少年ホーム条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市青少年ホーム条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和5年3月23日市長規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年3月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の松本市青少年ホーム条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市青少年ホーム条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和6年8月29日市長規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月17日市長規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

松本市青少年ホーム登録申請書				
登録番号		受付日 1新規・2継続・3継続 年 月 日		
ふりがな			生年 月日	年 月 日
氏 名				
住 所	〒	—	TEL	()
			居住 地区 分類	1 市内 2 市外
職 業 等	該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生(生徒) (4) その他 ()			
	(3) 学生(生徒)の方は、学校名を記入してください。			

※太線の中をご記入ください。

様式第 2 号（第 3 条関係）

（表）

No. _____			
松 本 市 青 少 年 ホ ー ム			
登 録 証			
氏名 _____			
	年 月 日交付		
	有効期限 年 月 日まで		
松本市長			印

（裏）

松本市青少年ホーム		
松本市芳野 4 番 1 号	電話	()

様式第 3 号（第 4 条関係）

係	所 長	許可番号

松本市青少年ホーム利用許可申請書

年 月 日 松本市長	申 請 者	登録 No.	番
		団 体 名	
		住 所	
		氏 名	
		連 絡 先	TEL ()
利 用 日 時	年 月 日	午前 時 分から 午後 時 分まで	
	年 月 日	午前 時 分まで 午後 時 分まで	
利 用 目 的			
利 用 人 員	計 名		
利 用 施 設 (該当施設に○ をして下さい)	第 1 会議室 第 2 会議室 第 3 会議室 第 4 会議室 工作実習室 第 1 和室 第 2 和室 保育室 大会議室 料理実習室 郷土資料室 音楽室 視聴覚室		
利用する備品			
許 可 条 件			

様式第 4 号（第 4 条関係）

検 印	許可番号

松本市青少年ホーム利用許可証

年 月 日 松本市長 印	申 請 者	登録 No.	番
		団 体 名	
		住 所	
		氏 名	
		連 絡 先	TEL ()
利 用 日 時	年 月 日	午前 時 分から 午後	
	年 月 日	午前 時 分まで 午後	
利 用 目 的			
利 用 人 員	計 名		
利 用 施 設 (該当施設に○ をして下さい)	第 1 会議室 第 2 会議室 第 3 会議室 第 4 会議室 工作実習室 第 1 和室 第 2 和室 保育室 大会議室 料理実習室 郷土資料室 音楽室 視聴覚室		
利用する備品			
許 可 条 件	松本市青少年ホーム条例、同施行規則を遵守すること。		

使用するときは、この許可証を係員に提示し、利用上の指示を受けてください。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）